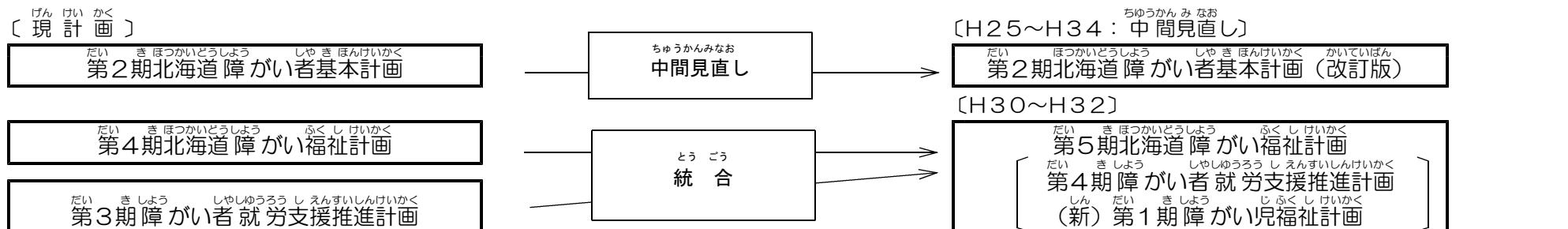


## 障がい福祉計画等の策定について

## 1 平成29年度に策定や見直しが必要な計画及び策定等の考え方

現計画名	策定等の方向性
<p>だい き ほつかいどうしよう しや き ほんけいかく こんきよ しょうがいしや き ほんほう <b>第2期北海道障がい者基本計画【根拠：障害者基本法】</b></p> <p>がいよう しょうがいしや き ほんほう もと しょうがいしや さく き ほんでき ほうこう しゆ 概要：障害者基本法に基づき障害者施策の基本的な方向と主要な施策を示す。</p>	<p>げんけいかくねん 〈現計画年 H25~H34〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本計画（H25~H29内閣府所管）は、障害者政策委員会にて新計画（H30~H34）の策定に向け議論されている。</li> <li>・道計画見直しは、国の内容を踏まえ「障がい福祉計画」策定作業の中で併せて対応。</li> </ul>
<p>だい き ほつかいどうしよう ふく し けいかく こんきよ しょうがいしやそごう し えんほう <b>第4期北海道障がい福祉計画【根拠：障害者総合支援法】</b></p> <p>がいよう しょうがいしやそごう し えんほう もと こういきてき けんち しょうがいふくし 概要：障害者総合支援法に基づき広域的な見地から障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施について定める。</p>	<p>げんけいかくねん 〈現計画年 H27~H29〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月31日 計画策定指針告示（厚生労働省）</li> <li>・総括的な審議、決定等は、「北海道障がい者施策推進審議会」において行う。</li> <li>・具体的な分野別の議論や計画素案策定は、既存又は新規の部会や「北海道自立支援協議会」等の既存協議会等において行う。</li> </ul>
<p>だい き ほつかいどうしよう しやしゆうろう し えんすいしんけいかく こんきよ ほつかいどうしよう し やじようれい <b>第3期北海道障がい者就労支援推進計画【根拠：北海道障がい者条例】</b></p> <p>がいよう ほつかいどうしよう し やじようれい もと しょう ひと しゆうろう し 概要：北海道障がい者条例に基づき障がいのある人の就労支援に関する施策の実施について示す。</p>	<p>げんけいかくねん 〈現計画年 H27~H29〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別計画は廃止し、障がい者施策の一体的推進を図るため、「障がい福祉計画」と一体となった計画として策定。</li> </ul>
<p>しん ほつかいどうしよう じ ふく し けいかく こんきよ じ どうふく し ほう <b>【新】北海道障がい児福祉計画【根拠：児童福祉法】</b></p> <p>がいよう じ どうふく し ほう もと こういきてき けんち しょうがい じ つ う しょ 概要：児童福祉法に基づき広域的な見地から障害児通所支援等の提供体制の確保その他児童福祉法に基づく業務の円滑な実施について定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H28の児童福祉法改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務化。</li> <li>・障がい者施策の一体的推進を図るため、「障がい福祉計画」と一体となった計画として策定。</li> </ul>



2 検討組織

計画の総括審議組織		ほつかいどうしようがいしやしさくすいしんしんきかい 北海道障がい者施策推進審議会
分野別 検討組織 (部会として の位置づけ)	地域移行・地域生活支援部会	ほつかいどうじりつしんきょううきかい 北海道自立支援協議会
	権利擁護部会	ほつかいどうしようがいしやしさくすいしんしんきかい 北海道障がい者施策推進審議会「権利擁護部会」[新設]
	就労支援部会	ほつかいどうしようがいしやしゆうろうしえんすいしんいんかい 北海道障がい者就労支援推進委員会
	障がい児支援部会	ほつかいどうはつたつしんすいしんきょううきかい 北海道発達支援推進協議会
	医療的ケア児支援部会	ほつかいどうしようがいしやしさくすいしんしんきかい 北海道障がい者施策推進審議会「医療的ケア児支援部会」

3 主なスケジュール

	計画策定
5月 ～ 6月上旬	<p>○第1回北海道障がい者施策推進審議会 (国指針及び道計画策定内容等の説明)</p> <p>◇各検討部会及び関係協議会等開催 (5月～10月：3回程度開催) (計画の基本的な考え方協議、分野別の現状、課題分析、計画素案協議)</p>
6月中旬 ～ 10月上旬	<p>○第2回審議会 (計画策定の基本的な考え方協議)</p> <p>●タウンミーティング開催 (基本的な考え方等説明) (9月：9カ所程度)</p>
10月中旬 ～ 1月上旬	<p>○第3回北海道障がい者施策推進審議会 (計画素案協議)</p> <p>→ 素案修正</p> <p>●パブリックコメント (12月)</p>
1月中旬 ～ 2月上旬	<p>○第4回北海道障がい者施策推進審議会 (計画案協議)</p> <p>→ 案修正</p>
3月	計画策定